

下諏訪町移住定住促進住宅改修事業補助金のご案内

改修工事前に事前申請が必要です。工事開始～完了後に本補助金は申請できません。

対象者 (次のいずれにも該当する方が対象となります。)

- 現に町内に住所を有していない方または町内に住所を有して5年を経過しない方
- 町外に5年以上居住している方 (していた方)
- 町税等を滞納していない方
- 改修工事完了後引き続き5年以上定住する方
- 定住地の町内会に加入する方



空き家を購入して居住するため

町内に所在する居住用の家屋であって現に居住していないものを購入して住宅の増改築またはリフォーム工事をして居住する

多世代同居のため

住宅の増改築またはリフォーム工事をして、配偶者もしくは子供の他に3親等※以内の者と同居する
※曾祖父母、叔父叔母、姪甥、曾孫など

補助金額

補助対象工事に要する費用の

2分の1以内で上限50万円

+

同居する中学生以下の子ども1人につき**10万円**

+

結婚後5年以内の配偶者がいる場合 **10万円**

+

空き家バンク登録物件の場合 **10万円**

補助対象工事に要する費用の

2分の1以内で上限20万円

+

同居する中学生以下の子ども1人につき**10万円**

+

結婚後5年以内の配偶者がいる場合 **10万円**

◆補助対象外費用

- 引っ越しの費用や家具などの備品購入費
- 以下の工事費
 - (1) 店舗、事務所、賃貸住宅等との併用住宅については、自己の居住部分以外の改修工事
 - (2) 補助金交付申請時において、既になされた工事
 - (3) 造園、門扉、塀等の外構工事
 - (4) 改修工事を伴わない解体工事
 - (5) 太陽光発電システム設置に係る工事
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないとする工事
- 申請前にすでに着工した工事費

※対象住宅を交付日から5年未満で取り壊したり、売却した場合や、申請日と同じ年度内に町へ転入しない場合などにおいては、補助金を返還していただく場合があります。

◆お問い合わせ◆

下諏訪町産業振興課 商工係兼移住定住促進室 電話：0266-27-1111 (内線 274)